

大田区立雪谷中学校 いじめ防止基本方針（令和6年4月改訂）

1 いじめ問題への基本的な考え方

1) いじめを生まない、許さない学校づくりに取り組む。

- ・いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う。

2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を推進する。

- ・いじめられた生徒を守る。
- ・生徒の取組を支える。

3) 教員の指導力、組織的対応力の向上に努める。

- ・学校が一丸となって取り組む。

4) 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む。

- ・社会総がかりで取り組む。



2 組織の設置

1) 「学校いじめ対策組織」の設置

いじめ問題に迅速に対応するため、「学校いじめ対策組織」を設置する。「学校いじめ対策組織」の基幹は校長、副校長、生活指導主任、学年主任、分掌主任、養護教諭によって構成し、ケースにあわせて学年教員、スクールカウンセラー、登校支援員など、必要な教職員を加える。

2) 「学校いじめ対策組織」の招集

いじめが発生した場合は、発見した教職員が、速やかに管理職に報告する。校長は「学校いじめ対策組織」を招集し、学校一丸となっていじめ問題の解決に当たる。

3 いじめ防止に関する取組 「すぐに報告・みんなで対応」

1) 未然防止

- ・教職員が「いじめは絶対に許されない」という立場を明確に打ち出し、校長講話、学年集会、学校だより、学年だよりなどを通し、繰り返しメッセージを発信することで、学校全体に「いじめは絶対に許されない」という風土を作る。
- ・各教科の授業における規律正しい態度や、行事や体験活動での互いを尊重した思いやりある行動を定着させることで、他者への配慮や、思いやりを持った行動が生活の基本となるようにする。
- ・道徳、学級活動、生徒会活動などを通して、生徒がいじめ問題に対して主体的に考え、議論する取り組みを推進する。
- ・年間を通して朝読書を実施し、想像力や多様性への受容力を高める。
- ・eキャラバン等を活用し、インターネットの正しい使い方や、ネットいじめについて継続的に指導する。
- ・保護者の思いを理解した、良きパートナーとして誠意ある連携に努め、家庭訪問や教育相談、学校だより、学校ホームページを通して、学校と家庭との連携・協力を強める。
- ・校内研修やOJTを充実させ、教職員の指導力、対応力を向上させる。



2) 早期発見

- ・日常的な会話や、観察等を通して、生徒の気になる様子や、いじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するように努める。
- ・各学期 1 回の「学校生活アンケート」、年 2 回の「学級集団調査」「学校生活調査」を実施し、生徒の状況を把握する。また、保健室や相談室の利用を推進するなど、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・いじめに関する情報を全教職員で適切に共有する。
- ・定期的に外部相談窓口のチラシを配布し、学校に相談しづらいことは多様な外部の相談窓口で相談できることを生徒に周知する。
- ・保護者や地域住民、関係諸機関からのいじめに関する情報の収集に努める。



3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、速やかに管理職に報告し、全教職員に情報を共有するとともに、学校いじめ対策組織で、組織的に対応方針を決定して、いじめの解消に取り組む。
- ・いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を作る。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。また、いじめを見ていた生徒に対して、自分自身の問題としてとらえ、誰かに知らせよう指導する。
- ・関係生徒の保護者への支援・助言を行うとともに、被害者と十分な確認を取った上で、学校だよりや保護者会の開催等により、保護者と情報を共有する。
- ・関係諸機関や専門家と相談・連携して対応する。いじめが犯罪行為と認められる事案については、警察と連携して対応する。

4) 継続した支援

- ・単に謝罪をもって「いじめは解消した」と安易に判断することなく、いじめに関わる行為が止んでいること、いじめられた生徒が苦痛を感じていないことが確認できなければいじめは解消されたとは言えないことを踏まえ、いじめた生徒、いじめられた生徒については、引き続き、注意深く観察を続け、適切な支援を行う。

5) 重大事態への対処

- ・全教員が「重大事態」の定義と解釈を確認し、理解を深める。

○「重大事態」の定義

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項

- ・重大事態の発生が確認された場合には、直ちに、教育委員会を通じて、区長に、事態発生について報告する。